

平成27年ネオ第6号 表現の自由侵害上告事件

平成27年ネ受第7号

表現の自由侵害事件

原告 岩崎 信

被告 日向市

最高裁判所

原告 岩崎 信

証拠説明書

甲	標目	作成日	立証趣旨	作成者	原写
19	1審判決書に控2審判決書の補正を適用したもの	2015年	判決文のパズル作完成作業には1時間以上の労働力が必要であること。控訴審判決書は濫引用であり、それ自体では理解不能であること。	原告	写
20	太田敬司の履歴	平成27年3月1日	第一審裁判長、太田敬司判事の経歴。指図からの自由と身分上の独立が認められていないこと。裁判官の独立が侵されていること。 http://www.e-hoki.com/judge/3224.html	新日本法規出版株式会社	写
21	塚原聡判事の経歴	平成27年3月1日	第一審裁判長、塚原聡判事の経歴。指図からの自由と身分上の独立が認められていないこと。裁判官の独立が侵されていること。 http://www.e-hoki.com/judge/3224.html		写
22	佐藤明判事の経歴	平成27年3月1日	控訴審裁判長、佐藤明判事の経歴。指図からの自由と身分上の独立が認められていないこと。裁判官の独立を侵されていること。 http://www.e-hoki.com/judge/1282.html		写
23	裁判を受ける権利と司法制度(11枚)	2007年	原審判決は、多くの点において、ドイツ連邦憲法裁判所の判例と相反する判断があること。裁判官に指図からの自由と身分上の独立が認められていなければ、独立した憲法上の裁判官とはいえないこと。裁判官の独立が保障されていない場合には、その事件の当事者は、「法律上の裁判官」の裁判を受ける権理を奪われたことになること。	片山智彦	写
23-2	裁判を受ける権利と司法制度(9枚)	2007年	憲法32条は、裁判官の独立性、中立性、当事者に対する距離などの憲法上の要請を満たした裁判官による裁判を保障していること。原告が1審、2審共に法律上の裁判官を奪われていたこと。		
24	「裁判が日本を変える」127頁	2007年8月5日	裁判官の独立が侵されていること。「裁判所の所属なのか、行政庁の所属かわからない裁判官が裁判をするのでは、行政庁に有利な裁判をすることは明らか」であること。判検交流下の行政訴訟は、厳密に言えば、裁判とはいえない裁判であること。昨日まで国側代理人を務めていた検事上りの裁判官が国側の利益に従うのは見やすい道理であること。その結果、訴訟の門前払いが横行することになること。	弁護士生田暉雄(元裁判官)	写
25	日本のキャリアシステムの非民主性「絶望の裁判所」(16枚)	平成26年2月20日	裁判官の独立が侵されていること。強制的転所移住、免職、転職を3年毎に繰り返す人事制度によって、判事は基本的人権を奪われていること。自分の基本的人権を剥奪されている者が国民の基本的人権を守ることにはできないこと。204p 最高裁判所事務総局人事局によって裁判官の判決が統制されていること。90p 裁判官の独立性を事実上ほぼ完全に近いといってもよいほどに奪い、制度に屈従する精神的奴隷と化していること。96p	瀬木比呂志(元裁判官)	写

26	講演「権利のための闘争」(19枚)	1872年3月11日	<p>情報公開請求権の差別、電源利用禁止身分差別等の違憲立法を排除する必要が有ること。</p> <p>国民の健全な権理感覚を養成することが最重要の課題であること。健全な権利感覚に反するすべての法規を除去するとともに、裁判所の独立を保障し、訴訟制度をできるかぎり完全に整える必要があること。</p> <p>「私権に関する市民の権理感覚が、鈍感・臆病・無気力であり、不公正な法律や劣悪な制度に遮られて個人が自分の力を自由に力強く発揮する場がなく、支持と助力を期待してしかるべき場合に迫害が行われ、その結果、不法・無法は耐え忍ぶもの、どうにもならないものだ、という風土が慣れっこになったとするならば、そんなに卑屈な、いじけた、無気力な権理感覚が個人市民＝全国民を覆い尽くすこと。</p> <p>自由独立たるべき裁判官が、他者の転勤強要に応じてはならないこと。</p>	イエーリング	写
27	裁判官制度の改革について、6頁目	2001年2月19日	<p>たった一人の声であっても、真摯に語られる正義の言葉には、真剣に耳が傾けられなければならない、そして、そのことは、我々国民一人ひとりにとって、かけがえのない人生を懸命に生きる一個の人間としての尊厳と誇りに関わる問題であるという、憲法の最も基礎的原理である個人の尊重原理に直接つらなるものであること。</p> <p>(司法制度改革審議会意見書)</p> <p>http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/pdf-dex.html http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/dai48/48siryu.html</p>	日本弁護士連合会	写
28	【違憲審査制と憲法訴訟】三段階審査について	2015年	<p>違憲審査基準論として、三段階審査では、自由が原則であり、制限は例外的にのみ許される(憲法上正当化できない限り、自由の制約は違憲である)という理解から、①ある憲法上の権利が何を保障するのか(保護領域)②法律及び国家の具体的措置が保護領域に制約を加えているのか(制限)③制限は憲法上正当化しうるのかという順で審査することを求めるものであること。</p> <p>不自由が原則・前提ではないこと。</p>	伊藤塾(株)法学館	写
29	手続保障としての「裁判を受ける権利」『実効的基本権保障論』318頁	1993年	<p>原審判決は、多くの点において、ドイツ連邦憲法裁判所の判例と相反する判断があること。</p> <p>裁判官による手続き形成は、民事訴訟の当事者が手続きについて当然に期待して良いレベルのものでなければならないこと。</p> <p>具体的状況下での手続関係人に対する配慮を一般に義務づけられていること。</p> <p>「当事者に告知することなくそれを判決で突然に変更して新たな法律問題を取り上げる」場合、「原審判決の触れていない新たな法律問題を上訴審裁判所が裁量で取り上げる場合」は不意打ち判決として破棄理由となること。</p> <p>裁判所がその決定に至るまで討論されなかった法的観点をその決定の基礎とし、それでもって、それにより不利益を受ける手続関係人がこの時点までの手続きの経過によれば計算に入れる必要のない方向転換を法律上の争いに与えている場合は、不意打ち判決であるから、破棄理由となること。</p> <p>裁判手続の始まり、その主要な事実そしてその目下の状態についての十分な情報提供義務が裁判所にはあること。</p>	笹田栄司	写

30	行政事件からみた親切的訴訟「人間の尊厳と司法権」木佐茂男著	1990年	<p>原審判決は、多くの点において、ドイツ連邦憲法裁判所の判例と相反する判断があること。</p> <p>行政情報が十分に提供されているならば情報公開法は必要ないこと。ドイツでは行政情報が十分なされていて、情報公開法が必要なかったこと。</p> <p>憲法上の国民権、表現の自由、参政権、納税者が行政情報を知る権理等から、行政情報は公開されなければならないこと。開示請求権は憲法上保障された権理であること。</p> <p>裁判官が「個」を確立し、自由と人権を獲得する必要があること。裁判官自らが真の自由を享受して初めて憲法に則って、他人の人権に配慮した裁判をなすこと。</p> <p>国民のための裁判を行う裁判官自身にとって「人間の尊厳」が必要であること。</p> <p>自己自身の尊厳が現実に保障された裁判官によって初めて裁判は「人間の尊厳」を確保できるものとなること。</p> <p>行政機関が当事者である事件では、市民の訴状に対応し、あらゆる事件関連記録が、行政機関及び裁判所によって、収集提出されなければならないこと。</p> <p>最終口頭弁論の終了時に確定した原告の陳述内容が判決を求める内容であって、それ以前はすべて準備段階であること。(359p)</p> <p>訴えの変更となる場合でもそれが原告の裁判を受ける権利を保障するにふさわしいと考えられると、「裁判所が変更を適切と考えるとき」にあたるものとされ、変更の手續は調書に簡単にメモが記載されて終りであり、全く簡単であり、被告行政庁の同意は不要であること。</p> <p>善解の可能性があるにも関わらず善解をしない場合には配慮義務違反であること。</p> <p>「善解」など親切的訴訟は基本的に法治国家原則と裁判を受ける権利から導かれること。</p> <p>裁判長は係争事案を当事者と事実及び法について討論しなければならないこと。</p> <p>裁判所の法的な考慮を決定前に聞き知り、これに影響を及ぼしうるようにさせることを裁判所に義務づけて初めて聴聞が「法的」になること。</p> <p>単なる公正な聴聞ではなく、当事者が裁判手続の中で能動的に影響をもちうるものでなければならないこと。</p> <p>ドイツ憲法裁判所は、裁判手続を人間化し社会的に造り直すという意味で権威的官僚主義的行為様式を相当に変えることに貢献し、法的聴聞の瑕疵を理由とする破棄判決を下してきたこと。</p> <p>裁判所は口頭弁論の終了時に、従来述べられた事実が裁判所によって法的にどう評価される見込みがあるか、どのように決定される見込みであるか、ないしいかなる法的解釈を裁判所は決定の基礎とするであろうかを公表し、これにより当事者にその主張を補う機会を再度与えることが必要であること。</p> <p>口頭弁論では裁判官が重要と考える法的争点を示し、両当事者にとっての「びっくり判決」は防止されなければならないこと。</p> <p>裁判所は口頭弁論の中で自己の暫定的見解を両当事者に知らせ、びっくり判決を避け、必要があればさらに補足の主張を許さなければならないこと。</p> <p>法的聴聞の原則は人間の尊厳の表現であること。(354p)</p> <p>連邦憲法裁判所は早い時期から職権調査の不十分さは原告の法的聴聞を受ける権利を侵害するという判決を下してきたこと。363p</p> <p>連邦行政裁判所の判例には、下級審で敗訴した原告に有利に、職権調査の不十分を理由として差戻しをした一連のケースがあること。364p</p> <p>スペインでは、1975年の民主化開始以来、1956年に制定された行政裁判所法が未改正であるにもかかわらず、裁判実務は大幅に改善され、裁判官の独立が事実上も確保されてきたこと。日本でも憲法原理に立ち帰って、裁判実務により解釈論的改善を行うことが急務であること。380p</p>	木佐茂男(法学者、弁護士)	写
----	-------------------------------	-------	---	---------------	---